

# 墓地使用規則

## (規則の目的)

第一条 本約款は宗教法人廣龍寺が経営する墓地（以下「墓地」という）の使用及び、管理に関する必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

## (名称)

第二条 セメタリーパーク霊園

## (墓地の使用)

第三条 (1) 本霊園を使用する者は使用申請書に住民票を添え、別に定める使用料及び管理料を納入する。その後、使用承認証の交付を受ける。  
(2) 使用承認証の記載事項に変更があった時は、速やかに届出て訂正を受ける。

## (使用の目的)

第四条 (1) 使用者は、管理者に届けて、墓所内に使用者の親族、姻族の焼骨を埋葬することが出来る。  
(2) 使用者は、墳墓の設置・焼骨を埋蔵その他墓地本来の使用以外の目的のために墓所を使用してはならない。  
(3) 使用者は管理者の承諾を得ずに、墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。

## (使用者の資格)

第五条 この墓地は宗教・宗旨・宗派を問わず使用できる。

## (使用許可の制限)

第六条 管理者は使用許可を受けた者に対して、墓所の使用について管理上必要な制限又は条件を付ける事ができる。  
(1) 当墓所の使用承認を受けた者は、使用墓所の境に花崗岩にて工事規定に従って外柵及び墓石等を一年以内に設ける事。芝生墓地の墓石工事は一年以内とする。但し墓所に施工するに對して、施工業者は管理者に届けて承諾を得る事。  
(2) 当霊園指定石材店以外の工事は認めない。  
(3) 他の墓所から墓石を移転して建立する事はできない。

## (墓地の使用及び管理)

第七条 (1) 霊園の使用は使用者一人につき一区画とする。但し管理者が特別の理由があると認められた時はこの限りではない。  
(2) 霊園の清掃、除草については、当該の使用者がその責任を負う。  
(3) 霊園の環境整備、その他の管理（前項に規定するものを除く）については、管理者がその責任を負う。

## (埋蔵・改葬)

第八条 埋蔵又は改葬の時は所轄官庁の発行する埋（改）葬許可並びに使用承認証（又は使用承諾承認証）を添えて管理者に提出し、承認を得なければならぬ。

## (墓地維持・管理料)

第九条 (1) 使用者は第七条、第三項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、管理者に対して毎年三月末日迄に管理料前納しなければならない。但し、三ヶ年前納を認める。  
(2) 物価の変動等の理由により、管理料が著しく不均衡になった場合はこれを変更する事ができる。但し、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。  
(3) 既納の管理料は原則として返金しない。

## (住所等の変更)

第十条 墓地使用者がその本籍、住所及び氏名に変更があった場合は、その都度、直ちに管理者に届出なければならない。

## (使用者の承継)

第十一条 使用者が死亡又は移住等の理由により、当該墓地の祭祀を行なえなくなった場合は、相続人又は縁故者の中から祭祀承継者を選び、承継者から管理者に対してその原因発生後直ちに届出て承認を受けなければならない。

## (使用者による契約の解除)

第十二条 (1) 使用者は書面をもって契約を解除することができる。  
(2) 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び管理料の返還を請求することはできない。  
(3) 第一項の場合において、契約解除の日に属する年（度）の管理料を納入していないときは、使用者は当該管理料を支払わなければならない。

## (管理者による契約の解除)

第十三条 (1) 管理者は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。  
(2) 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、管理者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときは、書面をもって、契約を解除することができる。  
(イ) 三年間管理料を支払わなかった場合  
(ロ) 第四条二項に規定する使用目的に違反して墓所を使用した場合  
(ハ) 第四条三項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し又は他人に当該墓所を使用した場合。  
(ニ) 第六条を遵守しなかった場合。

## (契約の終了)

第十四条 (1) 契約は次に掲げる場合に終了する。  
第十二条の届出があったとき  
(ロ) 第十三条の規定により契約が解除されたとき

## (契約の終了に伴う措置)

第十五条 (1) 契約が終了したとき、使用者であった者又はその祭祀承継者（次項において「元使用者等」という。）は速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。但し、実費は元使用者が負担する。  
(2) 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後一年を経過した場合には、管理者は、墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、及び法令の規定による改葬手続を経て埋蔵された焼骨を墓地内の合葬墓に移すことができる。

## (墓地管理者の都合による変更)

第十六条 (1) 管理者は公益又は墓地の管理上必要がある時は使用墓地の変更をさせる事ができる。

(2) 管理者は前項の規定により使用墓地の変更をさせる場合はその旨予告して現況に見合った墓地用地へ責任をもって、無償移転をする。

第十七条 天変地異、不可抗力による損害については管理者はその任を負わない。

第十八条 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合はこの規則も改正される。

第十九条 本霊園の開園時間は午前九時とし、閉園時間は午後五時とする。但し季節により、時間の変更をする事も出来る。

第二十条 本霊園の開園日は原則として毎週火曜日とする。尚、年末・年始・彼岸・お盆中は開園とする。

平成二十一年九月十日付 新墓地使用規則を施行する

松戸市高塚新田新堀込六〇二一

セメタリーパーク霊園

宗教法人 廣龍寺

代表役員 上田 義開